

「事務所等の改修および取得資産」に関する規程

平成 29 年 10 月 13 日 理事会制定

(目的)

第 1 条 本規程は、公益社団法人空気調和・衛生工学会(以下、「当法人」という。)における公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する施行規則(平成 19 年 9 月 7 日内閣府令第 68 号。以下、「規則」という。)第 22 条第 3 項第 3 号の資金のうち、定款第 4 条第 1 項に定める事業を継続して実行するにあたり、事務所等の改修ならびに新たに事務所を取得する費用とする資産に関し必要な事項を定め、その適切な執行を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 事務所等の改修および取得資産(以下、「資産」という。)とは、定款第 4 条に定める事業を継続して実行するにあたり事務所等の改修ならびに新たに事務所を取得する費用とする資産のことをいう。

(運用管理)

第 3 条 資産を運用する場合は、別に定める資金運用規程の規定に基づき運用する。

2 資産を運用しない場合は、理事会の決定により以下のいずれかで管理する。

- (1) 金融機関への預貯金
- (2) 元本保証の円建て金銭信託
- (3) 日本国債

(運用益)

第 4 条 資産から生ずる運用益は、公益目的事業または法人運営に充当することができる。

(積立)

第 5 条 資産は、事務所等の改修ならびに新たに事務所を取得するのに必要な額を理事会の決議により定め積み立てることができる。なお、個人または法人からの寄附金を、理事会の決議を経て、事務所等の改修および取得資産として積み立てることができる。

(取崩)

第 6 条 資産は、事務所等の改修ならびに新たに事務所を取得する必要がある場合に、財務理事が必要な額ならびに計画書を理事会に提出し、理事会の承認を経て取り崩すことができる。なお、事務所等の軽微な改修における取崩は、財務理事が決裁を行い、理事会に報告する。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は、平成29年10月13日から施行する。